

## 長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき、授業料、受講料、入学料及び入学審査料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(納入)

**第2条** 授業料、受講料、入学料及び入学審査料は、校長が定める日に納入しなければならない。

(分納)

**第3条** 条例第2条第2項の規定による授業料の分納は、年額の4分の1に相当する額をそれぞれ6月、8月、10月及び12月の所定の期日に納入して行うものとする。ただし、これにより難い場合その他校長が必要と認める場合にあつては、校長が定めるところによる。

(減免)

**第4条** 条例第3条第1項の規定による授業料の減免は、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有しない者について、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。この場合において、第1号から第5号までに該当するときにあつては、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「授業料月額」という。）に減免を必要とする月数を乗じて得た額を、第6号に該当するときにあつては、長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めた額を減免するものとする。

- (1) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるとき。
- (2) 保護者が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号又は同条第3項の規定に該当し、市町村民税が非課税であるとき。
- (3) 保護者の死亡、障害又は傷病等により著しく生活が困難となつたとき。
- (4) 災害、生業不振、その他の理由により著しく生活が困難となつたとき。
- (5) 母子家庭又は父子家庭で著しく生活が困難となつたとき。
- (6) その他校長が特に減免の必要があると認めたとき。

2 前項に規定するもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、授業料月額（転籍の場合は、第1号にあつては転籍後の課程の授業料月額、第2号にあつては転籍前の課程の授業料月額）に当該各号に定める月数を乗じて得た額を減免するものとする。

- (1) 学年の途中で入学し、復学し、若しくは転籍したとき又は留学が終了したとき 当該学年の4月から入学し、復学し、若しくは転籍した日又は留学が終了した日の翌日の属する月の前月（長野県の設置する高等学校から転入学したときにあつては、転入学をした日の前日の属する月）までの月数
- (2) 学年の途中で留学し、休学し、転籍し、転学し、又は退学したとき 留学し、休学し、若しくは転籍した日の前日又は転学し、若しくは退学した日の属する月の翌月から当該学年の3月までの月数

## 【規則改正後全文】

- 3 条例第3条第2項の規定による入学料又は入学審査料（以下「入学料等」という。）の免除は、天災その他の非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）に当該非常災害の発生の際に住所又は居所を有していた者に対して、教育長が特に必要があると認めた場合に行うものとする。

### （減免の申請）

**第5条** 前条第1項の規定により授業料の減免を受けようとする者は、保護者と連署した授業料減免申請書（様式第1号）に次の書類を添えて校長に申請するものとする。

- (1) 授業料減免に関する調書（様式第2号）
  - (2) 所轄福祉事務所長の証明書又は減免を受けようとする年度に係る市町村民税の納税証明書若しくは納税通知書の写し
  - (3) 減免を必要とする理由を証明する書類
- 2 前条第3項の規定により入学料等の免除を受けようとする者は、保護者と連署した入学料（入学審査料）免除申請書（様式第3号）に免除を必要とする理由を証明する書類を添えて校長に申請するものとする。

### （減免の承認）

**第6条** 校長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、授業料減免承認（不承認）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、第4条第1項第6号の規定により減免をする場合にあつては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

- 2 校長は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、入学料（入学審査料）免除承認（不承認）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。この場合においては、あらかじめ、教育長に協議しなければならない。

### （減免理由消滅の届出）

**第7条** 授業料の減免を受けている者は、減免を必要とする理由が消滅したときは、速やかに授業料減免理由消滅届（様式第6号）により校長に届け出なければならない。

### （減免の取消し）

**第8条** 校長は、授業料の減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免を取り消すものとする。

- (1) 減免の理由が消滅したとき
  - (2) 申請書に虚偽の事実を記載し、その他不正な行為によつて減免を受けていることが判明したとき
- 2 校長は、入学料等の免除を受けている者が、申請書に虚偽の事実を記載し、その他不正な行為によつて入学料等の免除を受けていることが判明したときは、その免除を取り消すものとする。
- 3 第1項第1号の規定により減免を取り消された者は減免の理由が消滅した日の属する月以後減免を受けなかつたものとして、第1項第2号又は前項の規定により授業料の減免又は入学料等の免除の承認を取り消された者は当該減免又は免除を受けなかつたものとして、所定の授業料又は入学料等を納入しなければならない。

【規則改正後全文】

4 校長は、第1項又は第2項の規定により授業料の減免又は入学料等の免除を取り消したときは、その旨を当該減免又は免除を受けていた者に通知するものとする。

(還付)

**第9条** 条例第4条ただし書の規定による授業料の還付は、学年の途中で留学し、休学し、転籍し、転学し、又は退学した場合に、授業料月額に留学し、休学し、若しくは転籍した日の前日又は転学し、若しくは退学した日の属する月の翌月から当該学年の3月までの月数を乗じて得た額（授業料を分納している場合にあつては別に定める額）について行うものとする。

(滞納者に対する措置)

**第10条** 校長は、正当の理由がなく授業料又は受講料を滞納している者については、登校又は受講を停止することができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。